

石垣市監査委員告示第6号

地方自治法第242条第1項に基づく石垣市職員措置請求の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和7年7月30日

石垣市監査委員	前原 博一
石垣市監査委員	石垣 達也

決 定 書

第1 請求人

住所 石垣市

氏名 8名

第2 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書の記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の趣旨

石垣市は令和5年6月、石垣港と台湾基隆港を結ぶ定期フェリー事業計画を発表、「石垣・基隆定期フェリー航路開設に係る検討委員会」を設置し同年12月25日、同委員会は、航路の開設実現に向け必要な施策や解決すべき課題をまとめた報告書を石垣市長に提出した。

同委員会からの報告書を受け、石垣市長は翌年度中の同定期フェリー就航を目指し市企画部に「石垣・基隆定期フェリー航路開設準備課」を設置、市職員を配置した。

翌年、石垣市長は令和6年第3回石垣市議会定例会（2月26日～3月18日）に提案した施政方針で同定期フェリー航路開設事業を重要施策と位置づけ、準備課の予算を令和6年度一般会計予算（議案第11号）に計上、市議会可決後に本格的に業務を開始した。

しかしながら、同事業計画で石垣港と台湾基隆港を運航するフェリー（船舶）は、同事業で運航全般を担当する台湾企業の華岡集團：WAGON GROUP（ワゴングループ）所有で台湾籍の高速船「Natchan RERA（ナッチャン・レラ）」を「BBCHP方式（Bare Boat Charter Hire. Purchaseの略。所有権移転付き裸用船契約）での運航を念頭に計画が進められていたが、Natchan RERA」は同年1月にギリシャのフェリー会社に売却されていたことが判明した。

「石垣・基隆定期フェリー航路開設に係る検討委員会」で同事業計画の運航候補船として位置づけられていた「Natchan RERA」が売却された時点で同事業計画を中止、または仕切り直しすべきであったが、石垣市はそのような措置を取ることなく新たな候補船の選定を行った。

その結果、韓国的大海運会社「パンスターライン社」が所有し大阪-韓国釜山間に就航する「パンスタードリーム（9,759 トン/ 1997 年建造）」（以下、同船舶）を新たな候補船として石垣市は令和6年5月21日に会見で発表。

石垣市は令和6年5月21日、同船舶を購入する意向を韓国のパンスターライン社

に表明する為のLOI(意向表明書)の制作を「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」として東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階「TMI総合法律事務所 弁護士A」(以下、TMI総合法律事務所)と¥495,000円で随意契約を締結し業務を発注。

同年6月にTMI総合法律事務所が制作したLOI(意向表明書)に基づき、船舶の売買契約(SPA)の両当事者として、For and on behalf of Ishigaki City(石垣市を代表して)」とFor and on behalf of PANSTAR LINE DOT COM.,LTD(パンスターライン社を代表する者)としてLOIの締結をしている。

同年6月24日、石垣市長中山義隆は、TMI総合法律事務所と「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」を¥3,300,000円で随意契約を締結し同委託業務を発注。

これは石垣・基隆定期フェリー航路開設に係る候補船の売買に関する契約に向けた法的助言を行うもので、同年6月24日付でTMI総合法律事務所が石垣市宛てに提出した同業務委託の「お見積書」にある業務内容には、「本プロジェクトへの投入候補船パンスタードリーム号の所有者であるPANSTARLINE DOT COM.,LTD(パンスターライン社)と貴市又は株式会社商船やいまが交渉及び締結される予定のSPAについて、SPA締結までの次の業務を行う。」とある。

同業務委託締結、TMI総合法律事務所が同日付で「お見積書」を石垣市に提出した時点で、「株式会社商船やいま」は設立されていない。

同年8月27日、石垣市は会見を開き、石垣市長がLOI締結をした船舶を保有する新法人を9月に設立すると発表、新法人の社長には石垣市の中山義隆市長後援会の会長で石垣市商工会長のB氏が就任する事も発表され、同年9月27日、石垣・基隆定期フェリー航路で運航に使用される船舶を保有する新法人「株式会社商船やいま」が設立。

同年11月24日、石垣市長と韓国パンスターライン社で売買のLOI締結された船舶パンスタードリームの売買契約を石垣市がTMI総合法律事務所に「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」で作成された業務をもとに「株式会社商船やいま」のB代表取締役社長は石垣市長中山義隆同席のもとに「パンスターライン社」と締結、同船は令和7年6月頃に株式会社商船やいまに引き渡され同年9月就航が予定していることが発表された。

令和7年3月10日、石垣市はTMI総合法律事務所に「海外SPC活用に係る調査業務委託」を¥2,200,000円で随意契約を締結し同委託業務を発注している。

この業務の内容は、「株式会社商船やいま」が所有する船舶を維持コスト、簡便性、利便性で優れる「便宜置籍船」とする為、外国に「株式会社商船やいま」の100%子会社となる特別目的会社(SPC)を設立した上で、このSPCに同船を保有させることを検討するものである。

令和7年2月21日招集の「令和7年第2回石垣市議会(定例会)」に提出された令和7年度施政方針、令和7年度一般会計予算で、同事業は石垣市の主要事業として

執行されている。

同事業執行における石垣市長・中山 義隆及び副市長・知念 永一郎、並びに企画部長・嶋田 廉、担当課長・野崎 雅治、他担当職員が行った下記の業務は、違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結、市長の裁量権を逸脱する違法行為があることから、違法若しくは不当な公金の支出の返還、市長及び副市長並びに担当職員の厳重処分、また、市議会でも事業の採算性に疑義が多数指摘されているにも関わらず強行する同事業の見直しを求める。

記

(1) 韓国パンスターライン社に対し船舶購入の意向を表明するLOI（意向表明書）の作成及び署名は、市長の裁量権を逸脱する違法行為である。

(2) 「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」

契約の相手方：TMI総合法律事務所 弁護士A

契 約 日：令和6年5月21日

支 出 命 令 日：令和6年9月9日

契 約 額：¥495,000

石垣市は、韓国のパンスターライン社と船舶売買契約の当事者でないにも関わらず同業務委託を随意契約でTMI総合法律事務所に発注しているが、石垣市は当初からフェリー航路事業は石垣市ではなく新規に設立される法人が事業を実施するという前提で開設準備を進めてきたところ、当該法人による事業可能性や採算見込みも明らかではないにもかかわらず、その準備作業に必要な事務経費を全額負担することに向けた債務負担行為を行っており、当該第三者に対する補助金にあたる支出であり、公益上の必要がなく（地方自治法第232条の2）、経済合理性もなく地方自治法第2条第14項や地方財政法第4条1項に反する。

尚、令和6年5月21日にTMI総合法律事務所と石垣市長との間で「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」が締結されていた事実は、令和7年5月1日の公文書公開決定によって開示された公文書によって明らかになったものである。そうすると、住民が上記契約締結の事実を知ってから、監査請求を行うまでの猶予は20日余りしかなかったのであり、監査請求の期間経過はやむを得ないものであるといえる。また、住民らは、上記情報公開により上記契約締結の事実を知ってから、約1か月と早急に本請求をしていることからすれば、相当な期間内に監査請求をしている。以上からすれば、本請求には「正当な理由」（地方自治法242条2項但書）が認められることから、適法なものである。

(3) 「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」

契約の相手方：TMI 総合法律事務所 弁護士A

契約日：令和6年6月24日

契約額：¥3,300,000

石垣市は、同事業計画の運航に使用される船舶を保有する「株式会社商船やいま」が韓国のパンスターライン社と船舶購入の売買契約を行う法的サポートを随意契約で業務委託しているが、石垣市は当初からフェリー航路事業は石垣市ではなく新規に設立される法人が事業を実施するという前提で開設準備を進めてきたところ、当該法人による事業可能性や採算見込みも明らかではないにもかかわらず、その準備作業に必要な事務経費を全額負担することに向けた債務負担行為を行っており、当該第三者に対する補助金にあたる支出であり、公益上の必要がなく（地方自治法第232条の2）、経済合理性もなく地方自治法第2条第14項や地方財政法第4条1項に反する。

また、この随意契約は「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託（契約の相手方：TMI総合法律事務所、弁護士A、契約日：令和6年5月21日、契約額：¥495,000）」の少額の随意契約を根拠にして当該相手方を『唯一の事業者』としてさらなる随意契約を締結することは、地方自治法施行令第167条及び石垣市財務規則第109条及び第110条を逸脱する違法若しくは不当な契約である。

(4) 「海外SPC 活用に係る調査業務委託」

契約の相手方：TMI総合法律事務所 弁護士A

契約日：令和7年3月10日

契約額：¥2,200,000

この業務委託は「株式会社商船やいま」が保有する船舶の維持コストの軽減、簡便性、利便性を高める為のもので、既に設立されている営利企業である「株式会社商船やいま」が行う業務である。

当該法人による事業可能性や採算見込みも明らかではないにもかかわらず、その準備作業に必要な事務経費を全額負担することに向けた債務負担行為は、当該第三者に対する補助金にあたる支出であり、公益上の必要がなく（地方自治法第232条の2）、経済合理性もなく地方自治法第2条第14項や地方財政法第4条1項に反する。

また、この随意契約は地方自治法施行令第167条の2及び石垣市財務規則第109条及び第110条を逸脱しており違法若しくは不当な契約である。

第3 請求の受理

本件請求は、令和7年6月4日に提起され、同日受付け、同年6月13日に地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和7年6月5日から同年8月3日まで

2 監査の対象部局

石垣・基隆定期フェリー航路開設準備課（以下「フェリー準備課」という。）

3 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和7年7月2日に陳述の機会を設け、請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

4 フェリー準備課からの関係資料及び弁明書の提出

フェリー準備課へ令和7年6月13日に本件請求に関する弁明書及び証拠資料の提出を求め、同年6月27日に提出された。

5 フェリー準備課の陳述及び証拠の提出

法第199条第8項の規定に基づき、フェリー準備課に対して、令和7年7月15日に陳述の場を設けた。

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求は、いずれも棄却する。

2 理 由

(1) 関係法令等

本件請求の関係法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第2条 地方公共団体は、法人とする。

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければ

ならない。

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

イ 地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

ウ 地方財政法

(予算の執行等)

第 4 条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

エ 石垣市財務規則

(随意契約によることができる限度額等)

第 109 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

(見積書)

第 110 条 随意契約をしようとするときは契約書案その他見積もりに必

要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、1人からの見積書によることができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき
- (3) 1件の契約金額が10万円未満のもの
- (4) 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき

(2) 監査の実施により確認された事実関係

ア 石垣・基隆定期航路フェリー開設に係る検討委員会の報告書について

令和5年12月25日、石垣・基隆定期航路フェリー開設に係る検討委員会の報告書が市に提出された（以下、「検討委員会報告書」という。）。検討委員会報告書では、ビジネスプラン提示、諸課題及び具体的施策等、検討されてきた内容について記載しており、この事業が広く公益性を有する事業となること、施策を総合的に推進するため、運営主体や関係機関との連絡調整を図るためのフェリー準備課の設置が必要であること、また運営のあり方として、石垣市が参画することの検討または直接参加せずとも補助制度や総合的なまちづくりを通じて、運営主体に対する様々な貢献の必要性について提言されている。

イ LOI（意向表明書）の作成及び署名について

意向表明書の内容については、契約条件、守秘義務、費用及び経費、準拠法及び紛争解決、法的効果の不存在について示したものであり、契約条件については法的拘束力がなく、現段階の購入意思を確認・伝達するものに留まるもので、船舶所有者との協議で必要な書類であったことから、市が定期航路開設準備に係る業務として実施したものであるとしている。

ウ 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

令和6年9月30日付で、船舶購入補助として、内閣府から令和6年度分の沖縄離島活性化推進事業費の補助金交付が決定された。当該補助金は、公益性について内閣府と調整し認められており、国も本事業の公益性を確認している。また、議会でも本事業の予算が可決されており、議会でも公益性が認められている。なお、海外SPC活用に係る調査業務委託は、当該補助金の活用事業として行った業務であるとしている。

エ 石垣市と株式会社商船やいまとの間で締結された連携協定について

令和7年4月21日、本事業の実施主体となる法人（株商船やいま）との間

で、当該事業の公益性に関する事業の実施について連携協定が締結された。当該協定書は、「災害時の物資輸送に関すること」、「文化交流スペースの無償提供に関すること」、「石垣市に住所を有する市民への運賃値下げに関すること」、「地元企業における輸送費値下げに関すること」、「学生のインターン受け入れ等の人材育成に関すること」等が明記されている。

オ 業務の実施主体について

検討委員会報告書に基づき、フェリー準備課が設置され、請求の対象となった市と TMI 総合法律事務所との間で締結された 3 件の契約については、いずれも市が主体となって当該事業の準備を進める方針のもと行われた準備段階の業務であるとしている。

カ 随意契約及び見積りを 1 社とした根拠について

市と TMI 総合法律事務所との間で締結された契約について、「①候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び石垣市財務規則第 109 条第 1 項第 6 号により随意契約を行い、石垣市財務規則第 110 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、見積書の提出を 1 社のみとしたものである。「②候補船売買契約に係る法的サポート業務委託」及び「③海外 SPC 活用に係る調査業務委託」は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行い、石垣市財務規則第 110 条第 1 項第 1 号の規定に基づき見積書の提出を 1 社のみとしたものであるとしている。

その根拠として、法的整合性及び契約リスクの検討を必要とすることや、極めて専門性の高い分野であることから、国際的海事法律に豊富な知見を有する当該法人と随意契約を行っており、併せて②及び③に関しては、前段となる業務委託により、本市の状況を熟知していることも特定の相手とした理由であるとしている。

キ 地方自治法、地方財政法、地方自治法施行令及び石垣市財務規則に違反するとの指摘について

法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項に反するとの指摘について、この定期航路開設事業は、コロナ禍明けの新たな経済活動の本格的な開始前にインフラ整備を迅速に進めることが重要であり、これにより多様なビジネスチャンスを獲得できるため、施策の早期実行が求められている。また、農畜産物の台湾輸出や安価な建築資材の輸入など、市場拡大と産業振興を図ることで、一次産業から三次産業まで市民全体に恩恵をもたらす経済社会の仕組みづくりに向け取り組んでいる。その観点からこれらの業務委託費用については、法令に反する過大な経費ではないとしている。

法第 232 条の 2 に反するとの指摘について、3 つの委託業務については、検討委員会報告書でも報告されているように、本事業は広く公益性を有することから、本市が定期航路開設に係る事業を行っており、契約準備に関する事務は本市が責任を持って行い、正式な契約は法人が締結するなど、本市が責任を負い行う事務と、法人が行う事務とを区別して行っている。このことから、3 つの委託業務は、本市が行うべき業務を実施しているものであり、そもそも公益性がないという指摘は誤りであるとしている。

地方自治法施行令及び石垣市財務規則に反するとの指摘については、上記カに記載のとおりである。

ク 採算性について

石垣・基隆定期航路フェリー開設に係る検討委員会において、特に議論すべきポイントとして、定期航路開設での採算性について焦点を当て、多種多様なビジネスプランの提示など総合的なまちづくりの方向性も見据え、意見交換を重ねて検討を行っている。また、フェリー準備課においても、定期航路の運航に関する収支シミュレーションを作成しており、採算ラインの確認を行っている。採算性については、これまで議会の中でも説明しており、沖縄離島活性化推進事業費補助金等の本事業の予算が可決されていることから、その採算性は議会でも認められているとしている。

ケ 石垣・基隆定期航路フェリー開設に係る検討委員会で、同事業計画の運行候補船として位置づけられていた『Natchan RERA』が売却された時点で同事業計画を中止、または仕切り直しをすることなく新たな候補船の選定を行ったことについて

石垣・基隆定期航路フェリー開設に関する検討委員会は、石垣と台湾間の定期運航を早期に実現するための課題やビジネスプラン、施策を検討し、採算性の観点に絞って検討した委員会である。委員会では、対象船舶としてナッチャンレラを念頭に置いているが、ナッチャンレラはサイドランプを搭載していない高速船であり、燃費やコスト面で採算性のハードルが高い船舶を念頭におき検討を行っているため、検討内容については他の候補船に置き換えても利用できるものである。また、候補船については、ナッチャンレラのみを検討していたのではなく、ナッチャンレラを含め、複数の候補の中から選定していたとしている。

(3) 監査委員の判断

ア 韓国パンスターライン社に対し船舶購入の意向を表明する LOI (意向表明書) の作成及び署名について

請求人は、韓国パンスターライン社に対し船舶購入の意向を表明する LOI（意向表明書）の作成及び署名は、市長の裁量権を逸脱する違法行為であると主張している。

市が、韓国パンスターライン社に対し船舶購入の意向を表明する LOI（意向表明書）の作成及び署名を行った経緯は、令和 5 年 12 月 25 日に石垣・基隆定期フェリー航路開設に係る検討委員会の報告書が市長に提出された後、当該報告書に基づき、市企画部にフェリー準備課が設置され、本定期航路開設に係る準備を開始している。船舶購入には意向表明書の締結が必要であったため、令和 6 年 5 月 21 日、同船舶を購入する意向を韓国のパンスターライン社に表明する為の LOI（意向表明書）の制作を候補船基本合意書ドラフト制作業務委託として TMI 総合法律事務所と随意契約を締結し業務を発注した。

この船舶購入の意向表明書作成及び署名は、法的拘束力がなく、現段階の購入意思を確認・伝達するものに留まるものであり、船舶所有者との協議で必要な書類であったため、市が定期航路開設準備に係る業務として実施したものであるとしている。

地方自治法では、市長には行政事務を適正かつ効率的に執行することが求められており、市長の裁量権は、行政計画や施策の推進において一定程度認められていると考えられる。

本件の場合、市長が定期航路開設事業の重要施策として位置づける中で、早期に船舶購入の意思表示を行う必要性を判断し、それを実現するために弁護士事務所と契約し、LOI（意向表明書）として書面化したと理解される。これは、市長が事業推進上必要と判断した合理的な行政判断といえる。また、この LOI（意向表明書）はあくまで船舶購入に関する意思表示であり、法的拘束力のある契約ではなく、将来的な正式契約に向けた準備段階の文書であり、その作成や署名自体は、通常の商取引や交渉においても認められる範囲内と考える。

したがって、市長による LOI（意向表明書）の作成及び署名は、定期航路開設という重要施策推進上必要かつ合理的な行政判断として位置づけられ、裁量権を逸脱しているとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め主文のとおり決定する。

イ 「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」について

請求人は、市と TMI 総合法律事務所との間で「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」の契約を締結する行為及び公金を支出する行為は違法若しくは不当であると主張している。

「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」は、市が TMI 総合法律事務所へ LOI（意向表明書）の制作を委託するものであり、その契約締結に至るまでの経緯は前述のアに記載のとおりである。その後、令和 7 年 5 月 1 日、情報公開

請求による公文書公開決定により、令和 6 年 5 月 21 日に市と TMI 総合法律事務所との間で候補船基本合意書ドラフト制作業務委託契約が締結されていた事実が開示された。本件については、請求期限を経過しているが、請求人が知り得た日から 1 か月程度で監査請求を行っているため、相当な期間に請求していると判断し、地方自治法第 242 条第 2 項但書の「正当な理由」に該当すると認めた。

請求人が当該契約の締結及び公金の支出を違法若しくは不当と主張する具体的な理由は、「石垣市は、韓国のパンスターライン社と船舶売買契約の当事者でないにも関わらず同業務委託を随意契約で TMI 総合法律事務所に発注しているが、石垣市は当初からフェリー航路事業は石垣市ではなく新規に設立される法人が事業を実施するという前提で開設準備を進めてきたところ、当該法人による事業可能性や採算見込みも明らかではないにもかかわらず、その準備作業に必要な事務経費を全額負担することに向けた債務負担行為を行っており、当該第三者に対する補助金にあたる支出であり、公益上の必要がなく（法第 232 条の 2）、経済合理性もなく法第 2 条第 14 項や地方財政法第 4 条 1 項に反する。」としている。

弁明書及びフェリー準備課関係職員の陳述によると、業務の実施主体について、検討委員会報告書では、運営主体や関係機関との連絡調整を図るためのフェリー準備課の設置が必要であること、石垣市が参画することの検討または直接参加せずとも補助制度や総合的なまちづくりを通じて、運営主体に対する様々な貢献の必要性について提言されており、この当該報告書に基づき、フェリー準備課が設置され、定期航路開設事業を行っている。定期航路開設に向けた準備は、本市及び法人とで互いに業務を行うこととしてるが、初期の交渉段階にあった当時、運航主体となる法人がまだ設立されていなかったことと、複数の候補船を選定している中において、当時の船舶売買市場の動向を鑑み、船舶所有者との交渉において、購入に向けた意向の表明を早期に行う必要があったことから、市が主体となって当該事業の準備を進める方針のもと行われた準備段階の業務であるとしている。

第三者に対する補助金にあたる支出との指摘に対しては、本件委託業務による成果物は、船舶購入に係る準備段階において船舶を所有する相手方との対外交渉や調整に関して市が使用したものであり、当該成果物の帰属についても市にあると認識していることから、補助金にあたる支出ではなく、債務負担行為を行っている事実もないとしている。

公益上の必要がない（法第 232 条の 2）との指摘に対して、本市と株式会社商船やいまは、災害時の物資輸送、市民への運賃値下げ、地元企業への輸送費値下げ、学生のインターン受け入れ等の人材育成に関すること等の連携協定を締結しており、利益のみを追求する事業展開を目指すのではなく、公益に関す

る事業実施に取り組むこととしている。また、3つの委託業務については、検討委員会報告書に記載のとおり、本事業は広く公益性を有することから、本市が定期航路開設に係る事業を行っており、契約準備に関する事務は本市が責任を持って行い、正式な契約は法人が締結するなど、本市が責任を負い行う事務と、法人が行う事務とを区別して行っている。このことから、3つの委託業務は、本市が行うべき業務を実施しているものであり、そもそも公益性がないという指摘は誤りであるとしている。

事業可能性や採算性が明らかでないとの指摘については、検討委員会において特に議論すべきポイントとして、定期航路開設での採算性に焦点を当て、多種多様なビジネスプランの提示など総合的なまちづくりの方向性も見据え、意見交換を重ねて検討している。また、フェリー準備課でも、定期航路の運航に関する収支シミュレーションを作成しており、収益については検討委員会でのビジネスプランのみならず、どのようなプランが費用対効果として最適なのか調査するとともに、支出についても他社の事例や実績を踏まえての採算構造の分析を進め、様々な条件や状況における検証を重ね、一定程度の採算は確保できる採算ラインの確認を行っているとしている。

経済合理性もなく法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反するとの指摘については、この定期航路開設事業は、コロナ禍明けの新たな経済活動の本格的な開始前にインフラ整備を迅速に進めることが重要であり、これにより多様なビジネスチャンスを獲得できるため、施策の早期実行が求められている。また、農畜産物の台湾輸出や安価な建築資材の輸入など、市場拡大と産業振興を図ることで、一次産業から三次産業まで市民全体に恩恵をもたらす経済社会の仕組みづくりに向け取り組んでいる。その観点からこれらの業務委託費用については、法令に反する過大な経費ではないとしている。

まず、契約締結までの経緯については、市がフェリー航路事業の準備段階として必要な調整や交渉を進めてきたものであり、その中で船舶売買市場動向や複数候補船選定など、多角的な検討と準備作業が行われていたことが確認されている。特に、運航主体となる法人設立前段階で、市が主体的に準備を進める必要性から、定期航路開設の準備業務として委託したものであると理解される。

次に、公金支出について、本件委託による成果物は、船舶購入準備段階で相手方との交渉・調整に使用されたものであり、その帰属先も市側とされていることから、補助金的性質を持つものではないと判断される。また、検討委員会等でも公益上必要な事業として位置付けられており、市と運行主体となる法人との間での公益的事業に関する連携協定や地域振興策とも整合している。これらは、市が責任を持って事業を推進しつつ、法人等への支援・協力を行う形態と言えるものであり、当該契約の締結及び公金の支出に関する手続きについても適切に行われている。

さらに、事業可能性や採算見込みが明らかでないにもかかわらず債務負担行為を行っているとの指摘について、市では検討委員会で採算性に焦点をあて、意見交換を重ね検討を行っていること、またフェリー準備課においても定期航路の運行に関する収支シミュレーションを作成し、多角的な視点から分析及び検討が行われていることから、合理的な検討過程を踏んでいると言える。また、準備事業の実施主体が市であることからすると、債務負担行為を行っている事実はない。

また経済合理性がないとの指摘については、市が早期インフラ整備並びに様々な産業振興を目的とした戦略的施策として進める中で必要な業務であることから、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反する経済合理性を欠くものとは言えない。

したがって、「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」の契約締結及び公金支出は、定期航路開設という重要施策推進上必要かつ合理的な行政判断として位置づけられ、その手続きについても適切に行われていることから、違法若しくは不当であるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め主文のとおり決定する。

ウ 「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」について

請求人は、市とTMI総合法律事務所との間で「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」の契約を締結する行為及び公金を支出する行為は違法若しくは不当であると主張している。

「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」は、市がTMI総合法律事務所へ対し行った候補船の売買に関する契約に向けた契約書ドラフト作成及び法的助言等を目的とする業務委託である。

請求人が当該契約の締結及び公金の支出を違法若しくは不当と主張する具体的な理由は、前述のイに記載のとおりであるが（業務委託内容は置き換えるものとする）、加えて「この随意契約は「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託（契約の相手方：TMI総合法律事務所、弁護士A、契約日：令和6年5月21日、契約額：¥495,000）」の少額の随意契約を根拠にして当該相手方を『唯一の事業者』としてさらなる随意契約を締結することは、地方自治法施行令第167条及び石垣市財務規則第109条及び第110条を逸脱する違法若しくは不当な契約である。」としている。

弁明書及びフェリー準備課関係職員の陳述によると、第三者に対する補助金にあたる支出との指摘について、船舶購入に係る準備段階時点においては運航主体となる法人が未設立であったことから、契約準備業務は市が責任を負い、正式な契約は法人が締結する体制であったため、当該業務に係る支出について市と株式会社商船やいまには対価性はなく、補助金にあたる支出ではないとし

ている。

また、随意契約の理由として、本業務委託が法的整合性及び契約リスクの検討を必要とする極めて専門性の高い分野であることから、国際的海事法律に豊富な知見を有する当該法人と随意契約を締結し、本件委託事業者においては前段となる「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」を委託しており、本定期航路開設事業に関し、本市の状況を熟知している者であることから、見積書の提出を1社のみとしたとしている。

さらに、当該法人は、海事事務対応等の海事訴訟、船舶ファイナンス、造船契約、傭船契約、海洋事業に関わる入札プロジェクト案件等に関わるあらゆる法務案件をカバーする国際的な大手の法律事務所であり、毎年国際的に高い評価を受けている海事専門の弁護士らが在籍している海事専門のチームを擁する非常に稀な事務所であるとしている。

本件の場合、国際海事法律という高度な専門知識を要する特殊な分野であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とし、契約の性質によりその分野に精通した専門家との随意契約締結を行うこと、また前段となる委託契約により本事業に関し市の状況を熟知していることを理由として、石垣市財務規則第110条第1項第1号の規定に基づき、見積書の提出を1社のみとしたことは合理的な判断であると言える。

その他指摘事項への弁明及び判断については、前述のイに記載のとおりである。

このことから、「船舶売買契約に係る法的サポート業務委託」の契約締結及び公金支出は、定期航路開設という重要施策推進上必要かつ合理的な行政判断として位置づけられ、その手続きについても適切に行われていることから、違法若しくは不当であるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め主文のとおり決定する。

エ 「海外 SPC 活用に係る調査業務委託」について

請求人は、市と TMI 総合法律事務所との間で「海外 SPC 活用に係る調査業務委託」の契約を締結する行為及び公金を支出する行為は違法若しくは不当であると主張している。

「海外 SPC 活用に係る調査業務委託」は、市が TMI 総合法律事務所へ対し行った船舶運用に関する法的助言等を目的とする業務委託である。

請求人が当該契約の締結及び公金の支出を違法若しくは不当と主張する具体的な理由は、「この業務委託は「株式会社商船やいま」が保有する船舶の維持コストの軽減、簡便性、利便性を高める為のもので、既に設立されている営利企業である「株式会社商船やいま」が行う業務であるとし、これ以降の詳細は前述のイに記載のとおりであるが（業務委託内容は置き換えるものとする）、

加えて「地方自治法施行令第 167 条の 2 及び石垣市財務規則第 109 条及び第 110 条を逸脱する違法若しくは不当な契約である。」としている。

弁明書及びフェリー準備課関係職員の陳述によると、業務の実施主体については、定期航路開設準備に係る業務として、日本法人による船舶所有の現状や、より早期に航路開設に向けた選定のため海外 SPC（特別目的会社）による船舶所有のメリット等に関する調査について、沖縄離島活性化推進事業費補助金を活用し、市が TMI 総合法律事務所に委託した業務であり、市が行うものであるとしている。

また、随意契約の理由として、本業務委託が国内船舶における船籍の状況、海外 SPC にするメリット及びその手続きについては事業運営や事業継続性の観点から把握する必要がある極めて専門性の高い分野であることから、国際的海事法律に豊富な知見を有する当該法人と随意契約を締結し、本件委託事業者においては前段となる「候補船基本合意書ドラフト制作業務委託」及び「候補船売買契約に係る法的サポート業務委託」を委託しており、本定期航路開設事業に関し、本市の状況を熟知している者であることから、見積書の提出を 1 社のみとしたとしている。

本件の場合、判断については前述のイに記載のとおりである。さらに、船舶購入補助として、内閣府から沖縄離島活性化推進事業費の補助金交付が決定されていること、市議会でも本事業の予算が可決されていることから、業務の公益性及び採算性の妥当性については、客観的にも確認され、担保されていると判断できる。また、専門性の高い分野であることから一連の委託契約においても、1 社となることは合理的と考える。

その他指摘事項への弁明及び判断については、前述のイに記載のとおりである。

このことから、「海外 SPC 活用に係る調査業務委託」の契約締結及び公金支出は、定期航路開設という重要施策推進上必要かつ合理的な行政判断として位置づけられ、その手続きについても適切に行われていることから、違法若しくは不当であるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め主文のとおり決定する。